

令和 8 年 4 月 30 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、MR ジム所属ボクサーである清水翔太（ライセンスNo.52749）選手を令和 8 年 4 月 28 日より 6 ヶ月間のライセンス停止処分とする。

理由： MR ジム清水翔太選手は、令和 8 年 4 月 29 日の試合の前日計量において 1.7 kg 体重超過となり、計量失格となった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は清水翔太選手を令和 8 年 4 月 28 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、MR ジムのマネージャーである駒井健太（ライセンスNo.33786）氏を戒告処分とする。

理由： 駒井健太氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション